平成２５年（フ）第１８３７号
東京都足立区南花畑２丁目21―16　カネモ・コーポ２―Ｃ
破産者　花島　一郎
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９１５号
東京都中野区東中野３丁目16番23号
破産者　有限会社アークティック
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９１６号
東京都中野区東中野３丁目16―23―702
破産者　北塔登志彦
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９２８号
東京都葛飾区東金町１丁目36―４―211
破産者　菅野　通昭
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９３２号
東京都千代田区東神田３丁目６番７号
破産者　株式会社ユナバス
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９３６号
東京都国分寺市西元町２丁目11番36号
破産者　株式会社イエスモＳＴＹＬＥ
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９３７号
長野県長野市川中島町原925番地
破産者　有限会社蒲生工房
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９３８号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷３丁目10―４―108
破産者　蒲田　和生
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９８２号
東京都港区六本木４丁目12番８号
破産者　株式会社アクロ
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９８３号
東京都港区六本木３丁目３―10―205
破産者　田中公仁郎
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５３１号
東京都中野区鷺宮６丁目31―18―302
破産者　勝部　　駿
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５３３号
神奈川県川崎市麻生区高石１丁目１―17―404
破産者　白梅花泰弘
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５８９号
東京都葛飾区青戸２丁目７―３―202
破産者　松下　昌浩
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６０９号
東京都江戸川区東葛西６丁目26―４―406
破産者　本間　　肇
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６１３号
東京都大田区南久が原２丁目19―10
破産者　今井　　馨
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６４４号
東京都豊島区上池袋４丁目42―３―102
破産者　藤田渡世紀（旧姓岡松）
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６５３号
東京都港区浜松町１丁目11―14―308
破産者　作山　　久
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６７３号
東京都葛飾区水元４丁目12―11　フラッパー・アーミーⅠ―１
破産者　江尻　弥生
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６８１号
東京都大田区下丸子２丁目４―５―２―303
破産者　吉永　憲一
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６８２号
東京都世田谷区経堂１―19―７―413、住民票上の住所東京都世田谷区宮坂１丁目20―14
破産者　小川　恭弘
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７１７号
神奈川県相模原市南区下溝317―３、住民票上の住所神奈川県川崎市幸区鹿島田３丁目１―23　第１明和荘101
破産者　植田　利明
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部